

審 査 決 定 報 告 書

総務環境委員会

さきの令和2年第1回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第1号ほか17件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、3月19、23、24日の3日間にわたり、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第33号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例

本案については、職員定数増減の内訳、民間委託に対する考え方等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第34号 市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

本案については、副市長等の給料を減額する理由、類似都市における副市長の給料額、管理職手当の状況、本市のラスパイレス指数等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 議案第37号 水戸市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

本案については、修学部分休業の利用実績及び休業中の給与の取扱い等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

4 議案第39号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例

本案については、新設される手数料の金額設定の根拠、納付手続及び公金の取扱い等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

5 議案第41号 水戸市印鑑条例の一部を改正する条例

本案は、成年被後見人による印鑑登録を可能とするため、関係規定の整備を行うものでありますが、意思能力の有無の判断基準等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

6 議案第43号 水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

本案については、市全域においてごみ処理手数料を統一することや新たなごみの分別区分を導入することによる市民生活への影響、粗大ごみの戸別収集に係るコールセンターの運用等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

7 議案第50号 令和2年度水戸市一般会計予算（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款、第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費中第8款、第9款及び第10款並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分、産業消防委員会所管分及び建設企業委員会所管分を除く）

本案については、歳出中第2款総務費では、中核市移行に伴い実施する職員研修の内容、本庁舎駐車場の整備状況及び管理運営の方針、庁舎管理に係る経費の詳細及び旧庁舎との比較、新庁舎建設事業における本年度執行額及び次年度への繰越予定額、自転車通行空間の整備内容及びその効果、1,000円タクシー事業の導入地区の選定方針、土のうステーションの詳細及び設置場所、防犯カメラの設置状況及び運用ガイドラインの策定状況、第4款衛生費では、浜見台霊園の拡張整備工事の内容及び側溝蓋の設置の進捗状況、斎場待合室の現況及び今後の洋室化の見込み、中核市移行に伴い県から移譲される産業廃棄物に係る事務の準備状況、第10款教育費では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組及び延期等を想定した対応、ベルギーチームの事前キャンプ受入れに係る予算及び事業内容、歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合の猶予制度、税制改正に伴う法人市民税への影響及び各種交付金との関係、市庁舎駐車場使用料の詳細、新市民会館整備及び泉町1丁目北地区市街地再開発事業に係る特定財源の内訳等について、種々質疑応答を重ねた後、委員から、「市庁舎駐車場においては、利用者の利便性に配慮した運用及び効率的な管理を検討されたい」、「新市民会館の早期整備に向け、着実な事業推進を図られたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

8 議案第56号 令和2年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算

本案については、水戸ホーリーホックが発表した新スタジアム建設構想を受けての今後の市立競技場整備の考え方等について、種々質疑応答を重ねた後、委員から、「市立競技場観客席の増設については、水戸ホーリーホックの計画を確認の上、今後の事業執行に当たられたい。また、将来を見据えた基本計画の下、市民に親しまれる競技場となるよう事業の推進に努められたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上のほか、議案第1号 公の施設の広域利用に関する協議について、議案第32号 水戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例、議案第35号 議会

の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例，議案第36号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例，議案第40号 水戸市特別会計条例の一部を改正する条例，議案第44号 水戸市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例，議案第66号 包括外部監査契約の締結について，議案第72号 令和元年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算(第1号)についても，種々質疑応答を重ねた後，採決の結果，いずれも全会一致をもって，原案を可決すべきものと決定いたしました。

そのほか，議案第38号 水戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例，議案第67号 令和元年度水戸市一般会計補正予算(第9号)(ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分，第8款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第3款，第6款，第8款及び第10款を除く)についても，種々質疑応答を重ねた後，採決の結果，いずれも賛成多数をもって，原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第1号，議案第32号，議案第33号，議案第34号，議案第35号，議案第36号，議案第37号，議案第38号，議案第39号，議案第40号，議案第41号，議案第43号，議案第44号，議案第50号(ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分，第5款，第6款，第7款，第8款，第9款，第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費中第8款，第9款及び第10款並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分，産業消防委員会所管分及び建設企業委員会所管分を除く)，議案第56号，議案第66号，議案第67号(ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分，第8款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第3款，第6款，第8款及び第10款を除く)，議案第72号

以上，原案を認める。

上記のとおり報告する。

令和2年3月26日

水戸市議会議長 安 蔵 栄 様

総務環境委員会

委員長 小 泉 康 二